

# 由良川水系ダム洪水調節機能協議会 議事次第

日時:令和6年6月20日 14時～15時

場所:WEB開催

## 1. 挨拶

## 2. 報告 (資料-1)

- ・令和5年度の近畿地整管内における事前放流実施状況
- ・令和5年度の全国における事前放流実施状況

## 3. 議事 (資料-2)

- ・由良川水系治水協定(別紙)の改正について
- ・由良川水系ダム洪水調節機能協議会規約の改正について

## 4. その他 (資料-3)

- ・利水ダムの放流設備の整備等に対する補助制度の概要について
- ・事前放流に関する報告様式等について
- ・意見交換等

以 上

# 報告

# ダムの事前放流の実施状況

※6月3日15時 時点

- ・台風第2号の大雨に備え、近畿管内の1級水系では、県や利水者が管理する7ダムで事前放流を実施。
- ・2級水系では4ダムで事前放流を実施。

## 事前放流実施ダム

### 2級水系

#### 武庫川水系

あおの  
青野ダム(武庫川水系青野川)

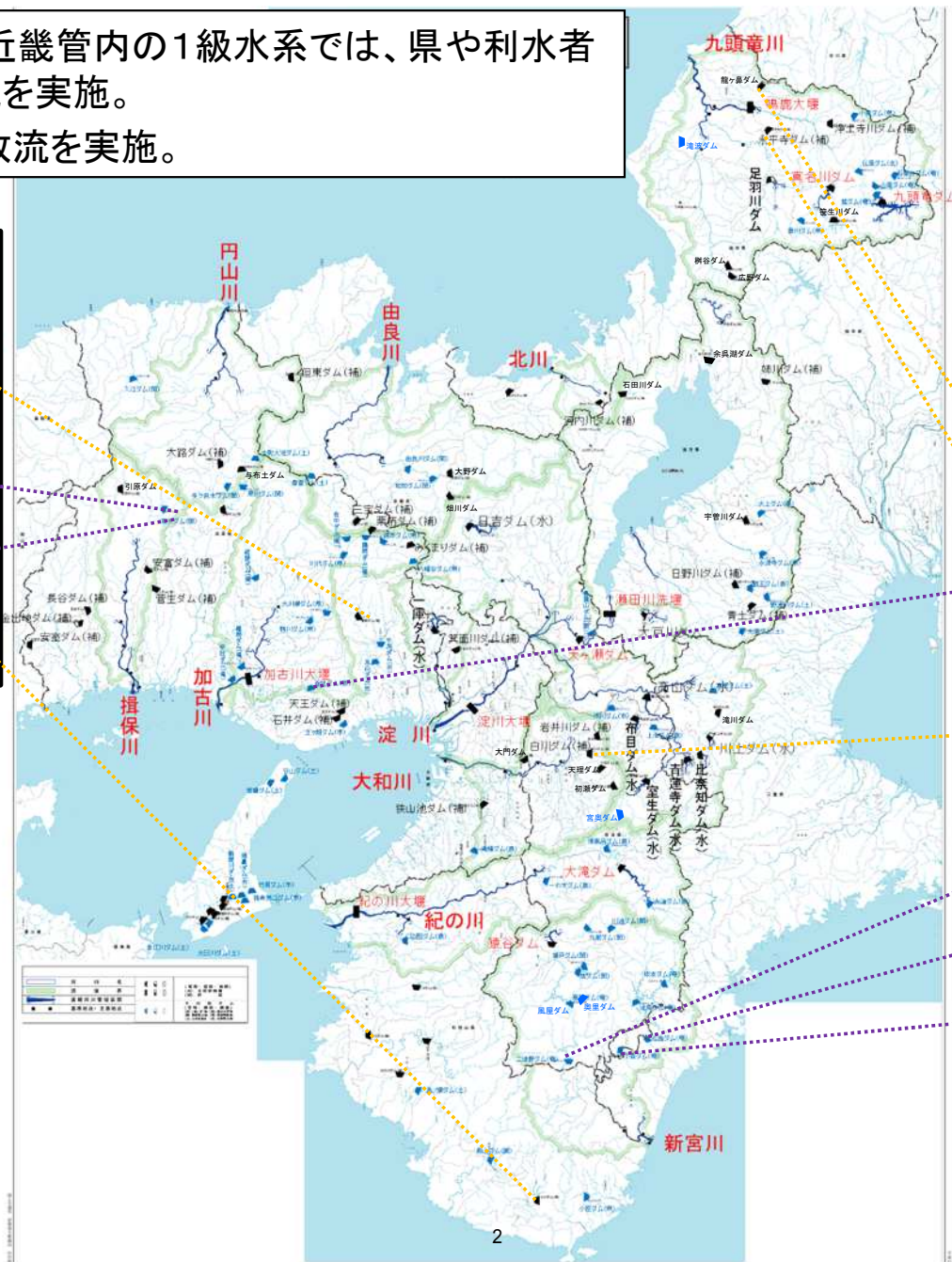
#### 市川水系

はせ  
長谷ダム(市川水系犬見川)

おおた  
太田ダム(市川水系太田川)

#### 古座川水系

しちかわ  
七川ダム(古座川水系古座川)



### 凡例

- 府県管理ダム
- 利水ダム

## 事前放流実施ダム

### 1級水系

#### 九頭竜川水系

りゅうがはな  
龍ヶ鼻ダム(九頭竜川水系竹田川)

えいへいじ  
永平寺ダム(九頭竜川水系永平寺川)

#### 加古川水系

どんど  
吞吐ダム(加古川水系山田川)

#### 大和川水系

しらかわ  
白川ダム(大和川水系高瀬川、櫛川)

#### 新宮川水系

ふたつの  
二津野ダム(新宮川水系熊野川)

なないろ  
七色ダム(新宮川水系北山川)

こもり  
小森ダム(新宮川水系北山川)

※8月16日9時00分 時点

# ダムの事前放流の実施状況

- ・台風第7号の大雨に備え、近畿管内の1級水系では、県や利水者、水資源機構が管理する19ダムで事前放流を実施。
- ・2級水系では1ダムで事前放流を実施。

凡例

- 府県管理ダム
- 利水ダム
- 水資源機構管理ダム

事前放流実施ダム

**1級水系**

円山川水系

- 但東ダム(横谷川)【兵庫県】
- 大路ダム(大路川)【兵庫県】
- 与布土ダム(与布土川)【兵庫県】

由良川水系

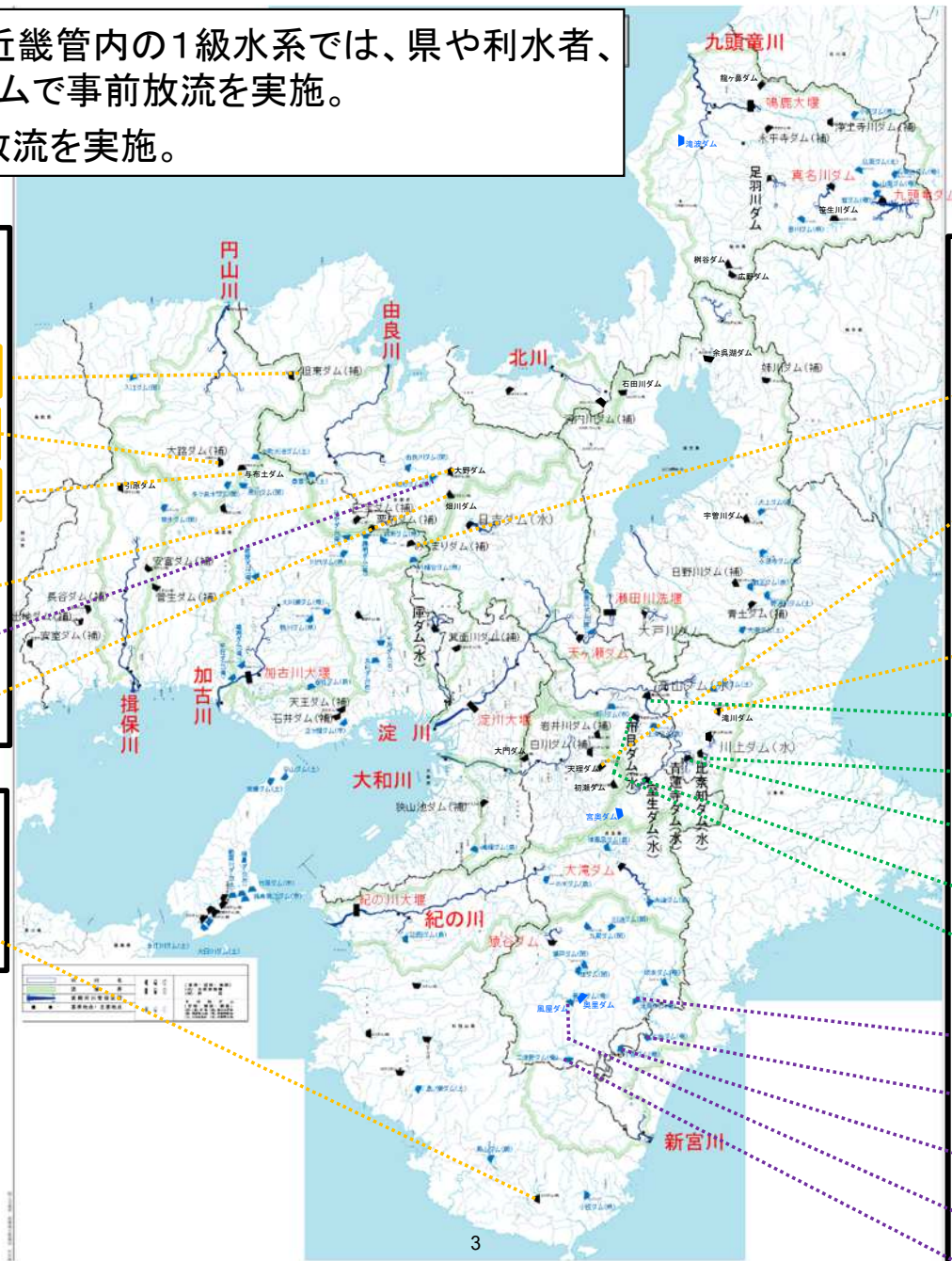
- 大野ダム(由良川)【京都府】
- 和知ダム(由良川)【関西電力(株)】
- 畑川ダム(畑川)【京都府】

事前放流実施ダム

**2級水系**

古座川水系

- 七川ダム(古座川)【和歌山県】



事前放流実施ダム

**1級水系**

加古川水系

- みくまりダム(三熊川)【兵庫県】

大和川水系

- 天理ダム(布留川)【奈良県】

淀川水系

- 滝川ダム(滝川)【三重県】
- 高山ダム(名張川)【水資源機構】
- 比奈知ダム(名張川)【水資源機構】
- 青蓮寺ダム(名張川)【水資源機構】
- 室生ダム(宇陀川)【水資源機構】
- 布目ダム(布目川)【水資源機構】

新宮川水系

- 池原ダム(北山川)【電源開発(株)】
- 七色ダム(北山川)【電源開発(株)】
- 小森ダム(北山川)【電源開発(株)】
- 風屋ダム(熊野川)【電源開発(株)】
- 二津野ダム(熊野川)【電源開発(株)】

## 令和5年度出水期は全国の、のべ181ダムで事前放流を実施！

～洪水に備え、既存ダムを活用し容量を確保～

令和5年度の出水期は、全国の、のべ181ダムでの事前放流の実施により、約7.4億m<sup>3</sup>の容量を確保し台風等の洪水に備えました。

- 令和2年度以降、全国のダムで事前放流の実施体制を整えて洪水に備えています。
- 今般、令和5年度の出水期における事前放流の実施状況をまとめましたので、お知らせします。

## ＜令和5年度出水期における事前放流の実施状況（概要）＞

	令和5年度	(参考) 令和4年度
治水等多目的ダム	87ダム	76ダム
利水ダム	94ダム	86ダム
合計	181ダム	162ダム

## 【別紙資料】

- ・ 令和5年度出水期における事前放流の実施状況（総括）
- ・ 事前放流の実施状況と利水ダム等による効果（櫛田川水系、米代川水系、雄物川水系、新宮川水系）

(参考) 関連資料及び用語解説は、下記のホームページをご覧ください。

- 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam\\_kouzuichousetsu/](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/)

- 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam\\_kouzuichousetsu/pdf/kihon\\_hoshin.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/pdf/kihon_hoshin.pdf)

## 【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 流水管理室  
 企画専門官 田中里佳（内線：35472）  
 水利・流水企画係長 西村文二（内線：35483）  
 代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8449

# 令和5年度出水期における事前放流の実施状況(総括)

- 令和5年度の出水期においては、全国の、のべ181ダムで事前放流を実施したことにより約7.4億m<sup>3</sup>の容量を確保し、洪水に備えた。(令和5年5月8日～令和5年9月13日)
- そのうち、利水ダムではのべ94ダムで事前放流を実施したことにより約5.4億m<sup>3</sup>の容量を確保。

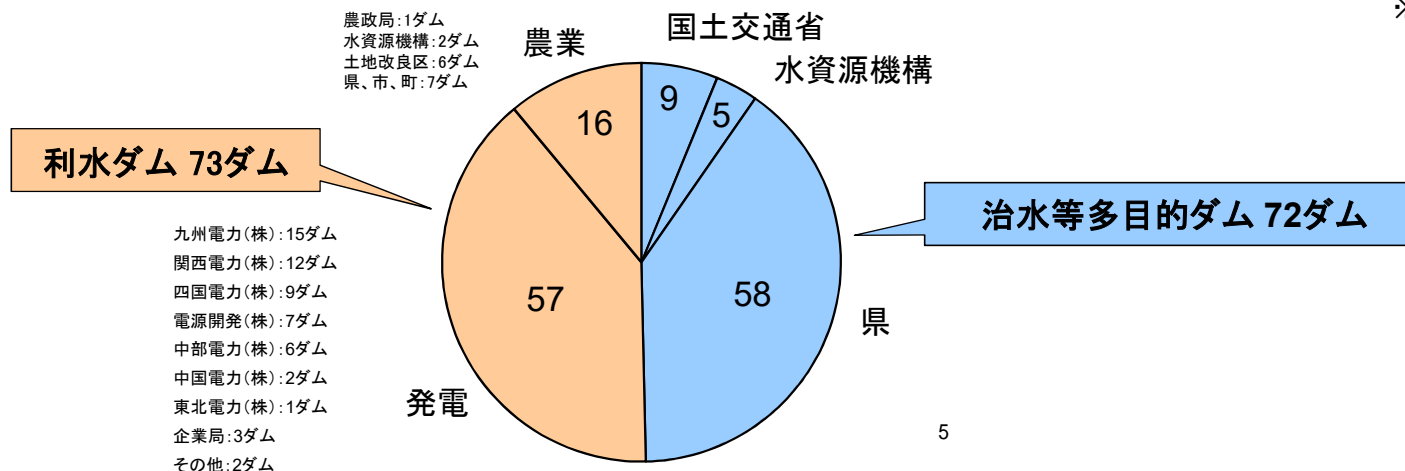
## ＜令和5年度出水期に事前放流を実施したダム数と確保容量の内訳＞

11月29日時点

名称	区分	令和5年度の主な降雨						合計 (ダム数の括弧書きは重複除きの数)
		5月8日からの大雨	台風第2号 (5月29日～)	6月29日からの大雨	台風第6号 (8月1日～)	台風第7号 (8月14日～)	台風第13号 (9月4日～)	
治水等多目的ダム	ダム数	2	29	12	16	28	0	87(72)
	確保容量(万m <sup>3</sup> )	300	6,000	2,000	5,100	6,600	0	20,000【2.0億m <sup>3</sup> 】
利水ダム	ダム数	7	26	12	32	10	7	94(73)
	確保容量(万m <sup>3</sup> )	2,000	9,500	3,100	12,800	21,400	5,300	54,100【5.4億m <sup>3</sup> 】
合計	ダム数	9	55	24	48	38	7	181(145)
	確保容量(万m <sup>3</sup> )	2,300	15,500	5,100	17,900	28,000	5,300	74,100【7.4億m <sup>3</sup> 】

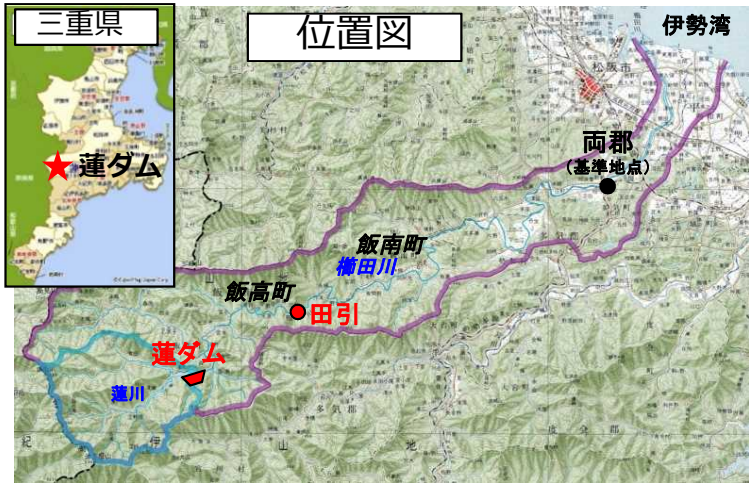
## ＜令和5年度出水期に事前放流を実施した145ダム(重複除き)の管理者＞

※この他、上記の主な降雨に関連し「すでに事前放流の容量を確保していたダム」が全国でのべ225ダムで容量を確保(約12.4億m<sup>3</sup>)

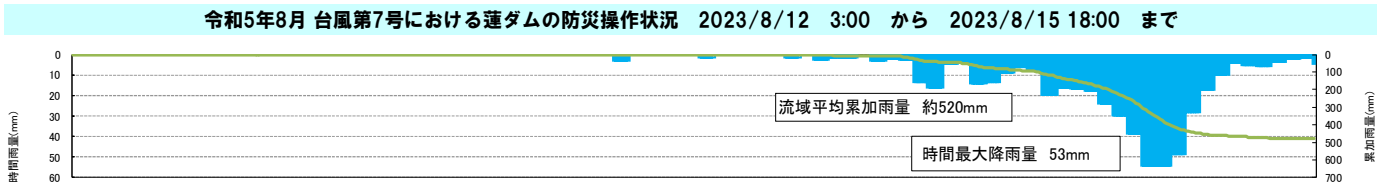
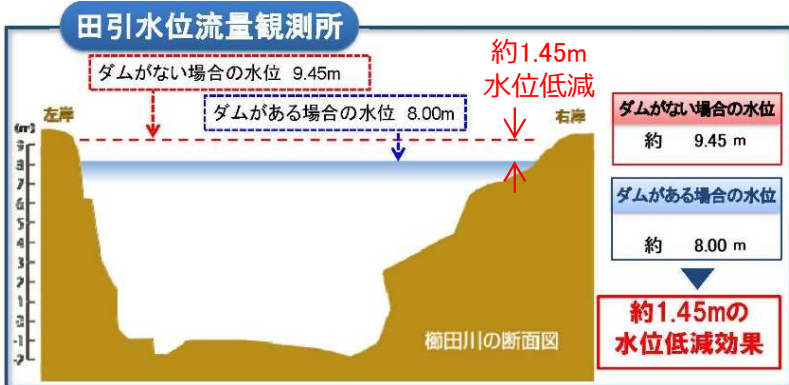


# 櫛田川水系蓮ダムの事前放流及び洪水調節による治水効果 (令和5年8月 台風第7号)

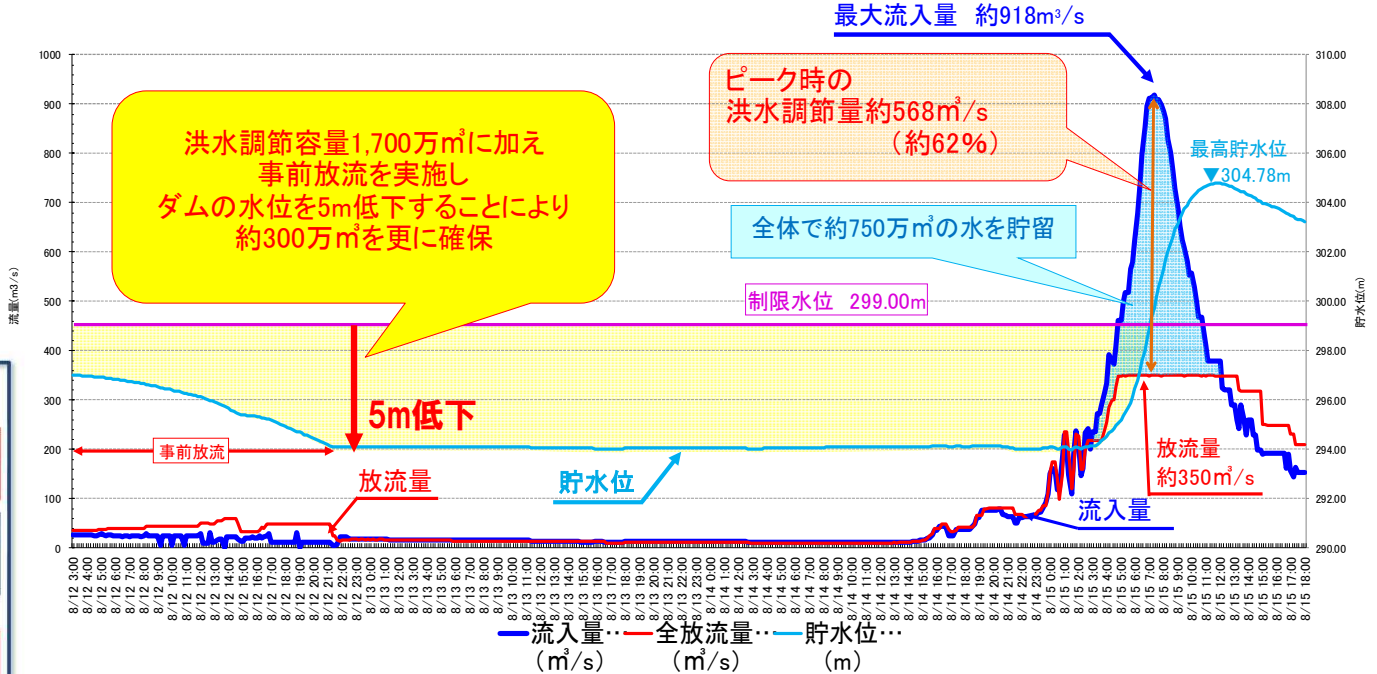
- 蓮ダム流域では、台風第7号による大雨の影響により、流域平均累加雨量は約520mmを記録し例年8月の総雨量の130%に相当する降雨を観測した。
- 洪水調節容量1,700万m<sup>3</sup>に加え事前放流を実施し、ダムの水位を5m低下させ更に約300万m<sup>3</sup>を確保した。
- 蓮ダムでは最大流入量約918m<sup>3</sup>/sを観測したが、洪水調節を実施しダムに洪水を貯留したことから、下流へ流れる洪水の量を最大で約568m<sup>3</sup>/s抑え、約350m<sup>3</sup>/sに低減した。
- 今回の洪水調節により櫛田川の水位は、田引地点(河口から58.0km)で約1.45m低下したものと推定される。



## 田引水位観測所地点の水位低減効果



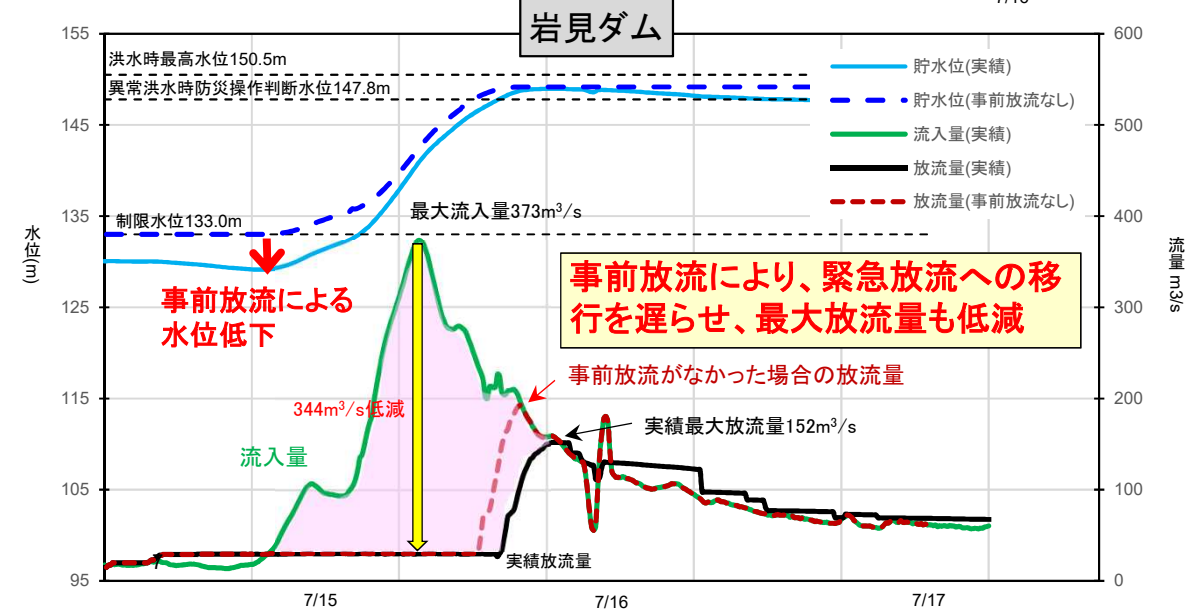
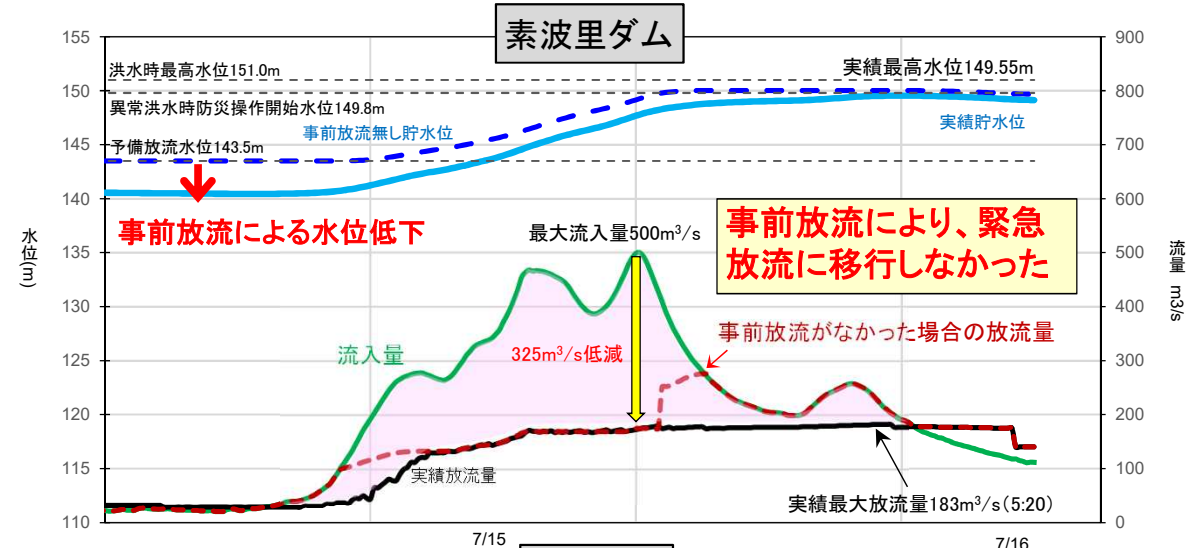
(注)この数値は速報として取り急ぎまとめたもので、後日一部訂正や追加をすることがあります。



※本資料は速報値であるため、今後の調査により数値等が変わることがあります。

# 米代川水系素波里ダム及び雄物川水系岩見ダムの事前放流及び洪水調節による治水効果 (令和5年7月)

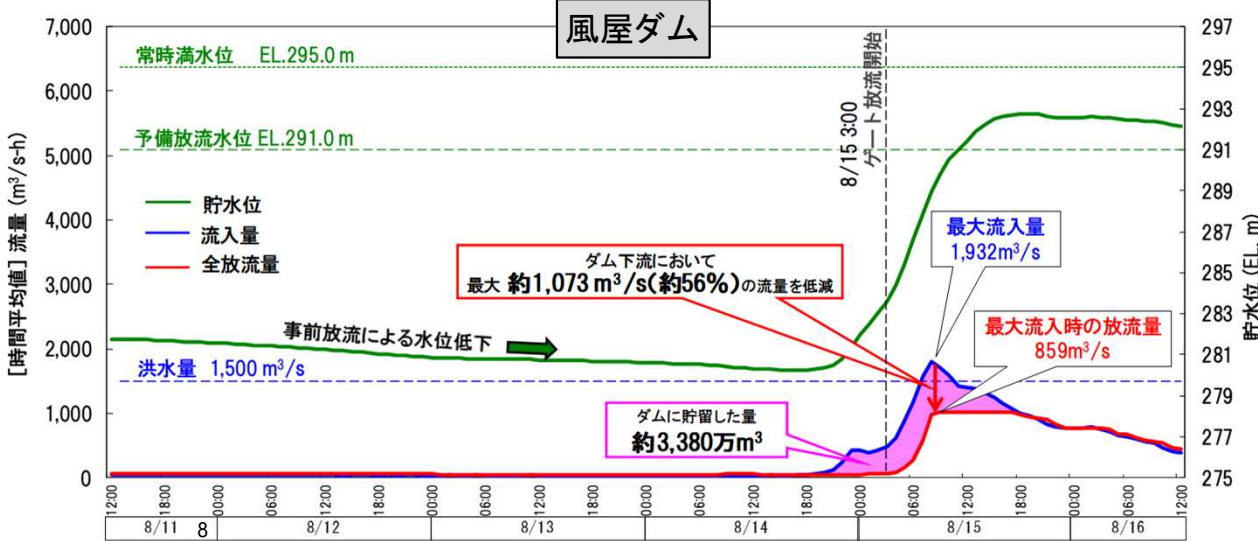
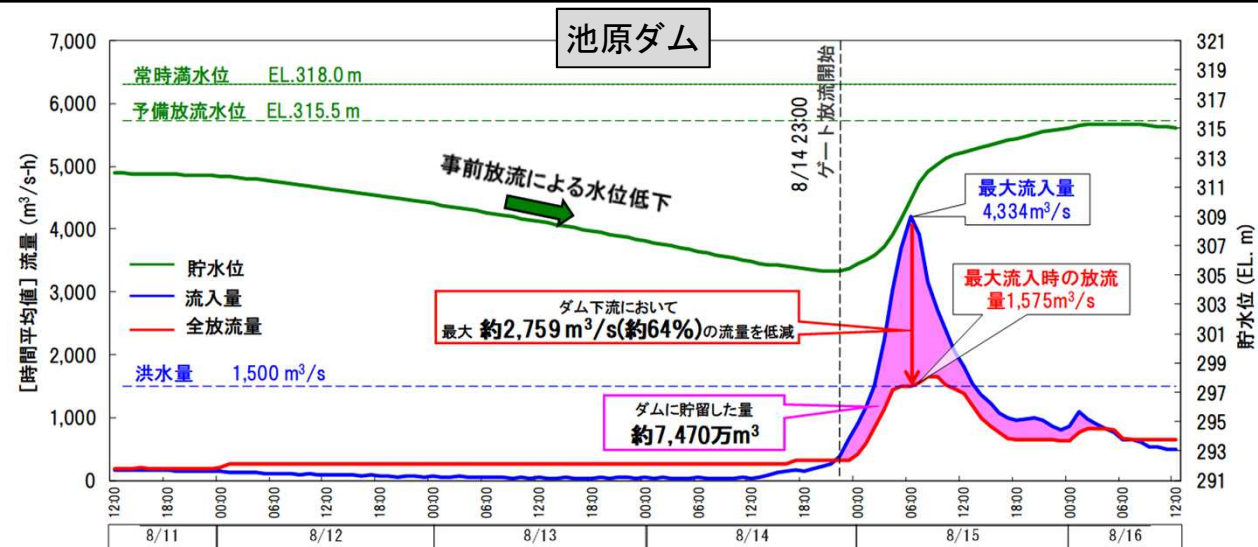
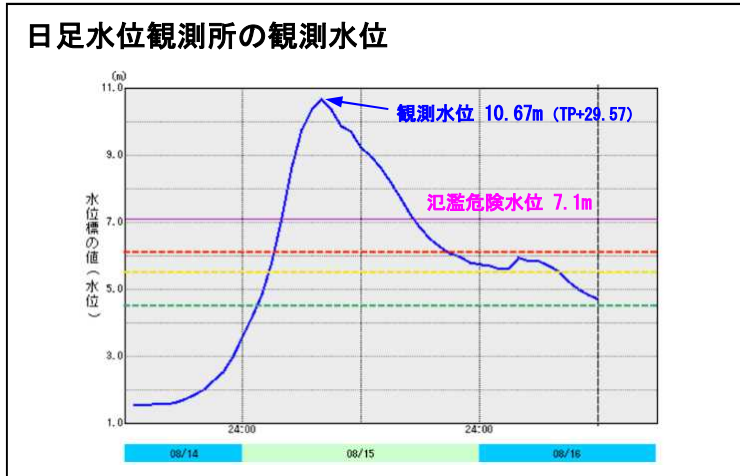
- 米代川水系粕毛川のかすげがわの素波里ダムでは、通常の洪水調節容量1,000万m<sup>3</sup>に加え、事前放流により約380万m<sup>3</sup>の容量を追加確保していたため、洪水調節容量を使い切ること無く、緊急放流に移行せずに洪水調節を行った。
- 雄物川水系三内川のさんないがわの岩見ダムでは、通常の洪水調節容量920万m<sup>3</sup>に加え、事前放流により約170万m<sup>3</sup>の容量を追加確保し、洪水調節を行った。大雨により緊急放流に移行したものの、下流の被害を軽減した。



# 新宮川水系の利水ダム(池原ダム・風屋ダム)による事前放流等による治水効果(令和5年8月 台風第7号)

○池原ダム、風屋ダムは、洪水調節機能を有していない利水ダムではあるが、台風7号において治水協定により台風による大規模な出水が想定されたことから、ダム下流河川沿川の洪水被害軽減を図るダム運用(事前放流等による貯水位を事前に低下させ空き容量を確保し、洪水時にダム放流量を低減)を実施した。

○新宮川水系熊野川では、台風7号において、これまでの河道整備と利水ダムの事前放流等の運用により、日足地区の日足観測所で河川水位を3.1m低減し、氾濫危険水位7.1mを超過したものの水位上昇を10.67mに留め、家屋浸水を回避した。



※数値等は速報値ですので、今後の精査等により変更する場合があります。

# 議事

(由良川水系治水協定 別紙)  
(改正案)

別紙

ダム	洪水調節容量 (万 m3)	洪水調節可能容量※ (万 m3)	基準降雨量 (mm/24 時間)
三宝ダム	14.8	7.6	235
栗柄ダム	14.7	15.8	245
大野ダム	2,132	181.1	200 (前線) 150 (台風)
畑川ダム	109	5.2	200 (前線) 150 (台風)
和知ダム	0	391.1	200 (前線) 150 (台風)
由良川ダム	0	18.6	—
豊富ダム	0	20	200 (前線) 150 (台風)

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む。事前放流等により台風等の3日前から低下させて確保できる最大の容量

(由良川水系治水協定 別紙)  
(下記別紙は改正なし)

別紙

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m <sup>3</sup> )
該当なし	—	—

## 改正後

別紙

ダム	洪水調節容量 (万 m <sup>3</sup> )	洪水調節可能容量* (万 m <sup>3</sup> )	基準降雨量 (mm/24 時間)
三宝ダム	14.8	7.6	235
栗柄ダム	14.7	15.8	245
大野ダム	2,132	181.1	200 (前線) 150 (台風)
畑川ダム	109	5.2	200 (前線) 150 (台風)
和知ダム	0	391.1	200 (前線) 150 (台風)
由良川ダム	0	18.6	—
豊富ダム	0	20	200 (前線) 150 (台風)

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む。事前放流等により台風等の3日前から低下させて確保できる最大の容量

## 改正前

別紙

ダム	洪水調節容量 (万 m <sup>3</sup> )	洪水調節可能容量* (万 m <sup>3</sup> )	基準降雨量 (mm)
三宝ダム	14.8	7.6	235* <sup>2</sup>
栗柄ダム	14.7	15.8	245* <sup>2</sup>
大野ダム	2,132	181.1	200 (前線) 150 (台風) (台風の進路と京都地方気象台が発表する京都府北部の24時間降雨量予測により判断)
畑川ダム	109	5.2	200 (前線) 150 (台風) (台風の進路と京都地方気象台が発表する京都府北部の24時間降雨量予測により判断)
和知ダム	0	391.1	200 (前線) 150 (台風) (台風の進路と京都地方気象台が発表する京都府北部の24時間降雨量予測により判断)
由良川ダム	0	18.6	—
豊富ダム	0	20	200 (前線) * <sup>2</sup> 150 (台風) * <sup>2</sup> (台風の中心が東経134度から136度までの範囲において、北緯33度以北の範囲に達した場合)

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む。事前放流等により台風等の3日前から低下させて確保できる最大の容量

※2 基準降雨量の単位は、三宝ダム、栗柄ダム、豊富ダムについては mm/24 時間

改正後

別紙

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m3)
該当なし	—	—

改正前

別紙

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m3)
該当なし	—	—

## (改正案)

### 由良川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

#### (設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「由良川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

#### (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、由良川水系における、三宝ダム、栗柄ダム、大野ダム、畑川ダム、和知ダム、由良川ダム、豊富ダムを対象とする。

#### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 協議会には代理出席を認めるものとする。

#### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

#### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(改正案)

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、福知山河川国道事務所河川管理課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和3年9月30日から施行する。

令和4年6月16日改正

令和5年6月30日改正

令和6年6月20日改正

(改正案)

別表 1

<構成員>

近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長

京都府 建設交通部 河川課長

兵庫県 土木部 河川整備課長

兵庫県 土木部 総合治水課長

兵庫県 丹波県民局 丹波土木事務所長

京都府 大野ダム総合管理事務所長

京都府 農林水産部 農村振興課長

京都府 中丹広域振興局 農林商工部 地域づくり振興課長

福知山市 産業政策部 次長兼農政課長

福知山市豊富用水土地改良区 理事長

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 京都水カセンター 所長

京都府 建設交通部 水道政策課長

京都府 公営企業管理事務所長

丹波市 上下水道部 水道課長

丹波篠山市 上下水道部 上水道課長

京丹波町 上下水道課長

気象庁 京都地方气象台 防災管理官

<オブザーバー>

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長

## その他

## ダム

[水管理・国土保全トップ](#) [河川](#) [ダム](#) [砂防](#) [海岸](#) [水資源](#) [下水道](#) [防災](#) [環境](#) [利用](#) [国際](#) [情報・技術](#)

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [水管理・国土保全](#) > [ダム](#) > [利水ダム治水機能施設整備費補助](#)

### 利水ダム治水機能施設整備費補助

ダムは、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留し、下流全域の長い区間にわたって効果を発揮することができる、効果の大きな施設です。また、ダムは、施設の改良や運用の変更によって、短い期間で洪水調節機能を向上させることが可能であり、近年、水害が頻発化・激甚化する中、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

こうした中、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行う補助事業を令和2年度に創設したところです。

#### 令和6年度 利水ダム治水機能施設整備費補助の募集について（令和7年度実施分）

【応募受付期間】

令和6年4月10日（水）～令和6年6月28日（金）午後5時必着

[＜参考＞制度概要](#)（PDF形式：92.4KB）

### 募集要領、申請書・事業計画書様式、交付要綱、補助金交付申請様式

[募集要領、申請書・事業計画書様式](#)（PDF形式：334KB）

[申請書・事業計画書様式](#)（Word形式：34KB）

[交付要綱、補助金交付申請様式集](#)（PDF形式：422KB）

[補助金交付申請様式集](#)（Word形式：91KB）

### 実施事例

[令和4年度](#)（PDF形式：1.14MB）

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局治水課 森田、生駒

TEL: 03-5253-8111（内線35-662、35-574）

直通03-5253-8453 FAX: 03-5253-1604

[ページの先頭に戻る](#)

国土交通省（法人番号2000012100001） [ [アクセス情報・地図](#) ]

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3（代表電話）03-5253-8111

[プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権・免責事項について](#)

[関連リンク集](#) [国土交通省](#) [ソーシャルメディア関連リンク集](#)

[ソーシャルメディア利用方針](#)

**MLIT**  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Copyright© 2008 MLIT Japan. All Rights Reserved.

事務連絡  
令和6年4月10日

北海道開発局 河川計画管理官 殿  
河川情報管理官 殿  
地域事業管理官 殿  
各地方整備局 河川計画課長 殿  
河川管理課長 殿  
地域河川課長 殿  
沖縄総合事務局 河川課長 殿

水管理・国土保全局  
治水課課長補佐（補助ダム）

利水ダム治水機能施設整備費補助の令和6年度の募集について（通知）

標記について、別添「利水ダム治水機能施設整備費補助 令和6年度募集要領（令和7年度実施分）」により募集を開始しましたのでお知らせします。

つきましては、貴職および貴局管轄の河川事務所等を通じ、治水協定の締結機関やダム洪水調節機能協議会の参画機関に情報提供いただくなど、管内の都道府県や利水ダム設置者への周知をお願いいたします。

# 利水ダム治水機能施設整備費補助

## 令和6年度 募集要領

(令和7年度実施分)

### ■応募受付期間

令和6年4月10日(水) ～ 令和5年6月28日(金)  
午後5時必着

### ■問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 森田、生駒  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎3号館 1F  
連絡先 Tel. 03-5253-8111 (内線 35-662、35-574)  
03-5253-8453 (直通)

< 目次 >

I. 事業の概要

1. 背景・目的	1
2. 事業内容	
2. 1 補助対象事業	1
2. 2 補助対象ダム	1
2. 3 補助対象事業者	1
2. 4 補助対象経費	1
2. 5 補助金額	1

II. 事業の実施

1. 事業の公募について	
1. 1 公募手続き	2
1. 2 事業の評価・審査	2
1. 3 事業の採択	3
1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い	3
1. 5 事業の変更	3
2. 補助金の交付について	
2. 1 交付申請	3
2. 2 交付における留意事項	4
3. 事業中及び事業完了後の留意事項	
3. 1 実績報告	4
3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等	4
3. 3 事業の効果等に係る報告	4
3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力	4
3. 5 情報の取り扱い等	4

**【別添資料】**

利水ダム治水機能施設整備費補助（変更）申請書	別添 1
事業計画書	別添 1 別紙
利水ダム治水機能施設整備費補助実施フロー	別添 2

## I 事業の概要

### 1. 背景・目的

ダムは、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留し、下流全域の長い区間にわたって効果を発揮することができる、効果の大きな施設です。また、ダムは、施設の改良や運用の変更によって、短い期間で洪水調節機能を向上させることが可能であり、近年、水害が頻発化・激甚化する中、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

令和元年12月には、ダムによる洪水調節機能の早期強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、全ての既存ダムで事前放流の実施方針等を定めた治水協定の締結等を行い、新たな運用を開始しているところです。

対象となった既存ダムの中には、治水機能を有していない利水ダムもありますが、予測降雨情報等により洪水の発生が予測された場合には、事前に貯水位を低下させ、利水容量の一部を洪水調節の目的に一時的に利用する事前放流によって、水災害の被害を軽減することとしています。

しかし、利水ダムは、発電等の目的のために高い貯水位で運用しており、事前放流に使用する放流管も小規模であることから、洪水調節のための十分な空き容量が確保できないダムもあります。

こうした状況を踏まえ、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行う補助事業を実施します。

## 2. 事業内容

### 2. 1 補助対象事業

利水ダム設置者が実施する放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）であって、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

### 2. 2 補助対象ダム

一級河川又は二級河川に設置された利水ダムを対象とします。

### 2. 3 補助対象事業者

利水ダム設置者（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

### 2. 4 補助対象経費

補助金交付の対象経費は、放流施設の整備等に関する経費（本工事費、測量設計費、用地費及び補償費）のうち、国土交通省が認める費用とします。

### 2. 5 補助金額

補助対象経費の1/2以内とします。ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水

ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

(予算の範囲内での補助となります)

## II 事業の実施

### 1. 事業の公募について

#### 1. 1 公募手続き

以下のとおり、補助対象事業を公募いたします。

##### ■令和6年度応募受付期間

・令和7年度実施分

令和6年4月10日(水)～令和6年6月28日(金)午後5時必着

##### ■応募書類

別添1の申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

##### ■応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎3号館1F

国土交通省水管理・国土保全局 治水課 生駒

電話：03-5253-8111 (内線 35-574)

03-5253-8453 (直通)

##### ■応募書類の提出方法

応募書類は、電子メールにて提出をお願いします。なお送付先アドレスは上記提出先まであらかじめお問い合わせください。紙または電子媒体(CD-R等)での持参、郵送(書留郵便に限る。)による提出を妨げるものではありません。

持参の場合、令和6年4月10日(水)～令和6年6月28日(金)まで午前9時30分から午後0時まで及び午後1時から午後6時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

##### ■特記事項

1級河川のうち都道府県知事が管理する区間又は2級河川に設置された利水ダムを対象とする場合、当該利水ダムが設置された区間を管理する都道府県と事前に調整した上で応募してください。

#### 1. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、以下の観点から評価・審査します。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

#### <評価・審査の観点>

- ① 整備内容、事業工期、概算事業費等が妥当であること
- ② 事前放流の強化による一定の治水効果が見込めるものとして、事前放流開始後48時間以内に事前放流による洪水調節可能容量を約50万m<sup>3</sup>以上増加させるものであること
- ③ 事業完了後、ダムが適切に実施される見込みがあること（事業完了後の事前放流の実施について、操作規程に反映する予定であること等）
- ④ 住民避難等に資するためのダム情報の連絡体制が妥当であること
- ⑤ 河川管理者との「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく治水協定を締結している、または締結する予定であること。
- ⑥ その他必要と認められる事項

### 1. 3 事業の採択

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し、事業主体に対し書面により通知します。その際、補助金額の予定額（当年度執行限度額）を通知します。

事業採択の通知後、補助金の活用を辞退することは出来ませんのでご注意ください。

### 1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い

複数年度にまたがる事業の取り扱いは、次のとおりとなります。

- ・応募時にあらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
- ・事業が採択された場合、次年度以降については、改めて応募いただく必要はありませんが、毎年度補助金交付申請を行っていただく必要があります。
- ・各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助が行われます。ただし、次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することになります。
- ・従って、事業採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意下さい。
- ・年度計画を途中で変更する場合（補助対象施設の変更を含む）は、速やかに協議を行っていただく必要があります。

### 1. 5 事業の変更

やむを得ず事業の内容等を変更する必要がある場合には、別添1の変更申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

## 2. 補助金の交付について

### 2. 1 交付申請

補助金の交付申請の手続き等については、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱によるものとし、事業採択の決定通知時にお知らせします。

なお、申請に要する費用は申請者の負担とします。

## **2. 2 交付における留意事項**

消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等相当額から消費税仕入控除税額を減額した額を補助対象とします。

事業採択後であっても、国は交付決定するまでは本事業に関する補助金交付債務を負うものではありません。

なお、交付決定後に、応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。

## **3. 事業中及び事業完了後の留意事項**

### **3. 1 実績報告**

事業の完了後、実績報告書の提出が必要となります。

また、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するため、工事監理を実施した土木施工管理技士等の証明書の提出を求めることがあります。なお、当該証明書に係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意ください。

### **3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等**

事業の完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意ください。

### **3. 3 事業の効果等に係る報告**

補助事業者に対し、事業完了後、原則3年間（3年間で事前放流を実施しなかった場合等、特別な事情のある場合は、個別に定めるまでの期間）、補助を受けた放流施設等による事前放流量等に係る報告を求めるとします。なお、必要に応じデータの提供等についてご相談させていただくことがあります。

### **3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力**

本事業に関する調査・評価のため、事業完了後にアンケートやヒアリングにご協力いただくことがあります。

### **3. 5 情報の取り扱い等**

利水ダム治水機能施設整備について広く一般に紹介するため、国土交通省のウェブサイト、パンフレット等に事業内容等に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

別添1

番 号  
令和 年 月 日

水管理・国土保全局 治水課長 殿

申請者（利水ダム設置者）  
（押印省略）

〇〇川水系〇〇川〇〇ダム  
利水ダム治水機能施設整備費補助の（変更）申請について

標記について、別紙のとおり申請します。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
<p>1. ダム及び流域の概要</p> <p>ダム及び流域の概要として以下の事項について記載するものとする。</p> <p>なお、流域の概要については対象となる河川の河川管理者に確認のうえ作成ください。</p> <p>1) ダムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ダム名</li><li>・位置図（1級河川に設置されたダムは、設置された場所が直轄管理区間または都道府県管理区間の別が分かること）</li><li>・ダム諸元 等</li></ul> <p>2) 流域の概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・主な洪水被害の概要</li></ul>					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

2. 放流施設の整備等の概要

(注1) 工事計画概要図を添付してください。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

### 3. 事業工期

項目	工 程												
	令和〇年度				令和〇年度				令和〇年度				

(注1) 詳細の事業工程表を別に添付してください。

(注2) 詳細の事業工程表には、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱第7条第1項第2号に規定する操作規程の変更について、河川管理者の承認を受ける時期を記載してください。

(注3) 申請者において当該事業と関連して行う事業（設備更新等）がある場合には関連事業の工程も記載してください。

### 4. 全体事業費

(単位：千円)

全体事業費	補助対象事業費 (※1)	補助対象事業費の内訳			補助対象外事業費 (※1)
		国負担 (※2)	申請者負担 (※3)	都道府県負担 (※4)	
A=B+C	B=a+b+c	a	b	c	C

(※1) 全体事業費を補助対象と補助対象外に区分する必要がある場合には、区分した算出根拠を記載すること。

(※2) 国負担の事業費は補助対象事業費 (B) の 1/2 以内 (千円以下切り捨て) を記載すること。

(※3) 補助対象事業費 (B) の 1/2 (千円以下切り上げ) を記載すること。

(※4) 都道府県管理区間に設置されたダムで事業を行う場合のみ、都道府県の負担額を記載すること。

(注1) 事業計画上の事業費を記載するものであり、上記負担額は確定したものではない。

※他の補助事業の適用がある場合の事業名称等	( )
-----------------------	-----

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

5. 補助対象事業費の内訳

区分	施設名	補助対象事業費 (千円)	数量	令和〇 年度	令和〇 年度	令和〇 年度
〇〇事業						
合 計						

(注1) 補助対象事業費は、本工事費、測量設計費、用地費及補償費毎に記載願います。

(注2) 消費税の額を含んだ額で記載してください。

(注3) 事業年度が複数年にわたる場合は、各年度について記載して下さい。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

6. 事前放流の強化による治水効果

※以下の内容を記載すること。

1) 現在の事前放流による洪水調節可能容量

48 時間：〇〇〇万 m<sup>3</sup> (水位：〇m)

72 時間：〇〇〇万 m<sup>3</sup> (水位：〇m)

2) 放流施設の整備等実施後の事前放流による洪水調節可能容量

48 時間：〇〇〇万 m<sup>3</sup> (水位：〇m)

72 時間：〇〇〇万 m<sup>3</sup> (水位：〇m)

3) 上記 1) 及び 2) の算出根拠

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

7. 事業完了後のダムの操作

※事業完了後の事前放流の実施方法について記載すること

※操作規程の反映（変更）の見込みについて記載すること

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

8. 住民避難等に資するためのダム情報提供のための連絡体制

※操作規程等で定められている放流の際の関係機関に対する通知等の連絡体制及び締結した治水協定の4. 情報共有のあり方の内容を記載、または写しを添付すること

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

9. 河川管理者との「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく治水協定の締結状況

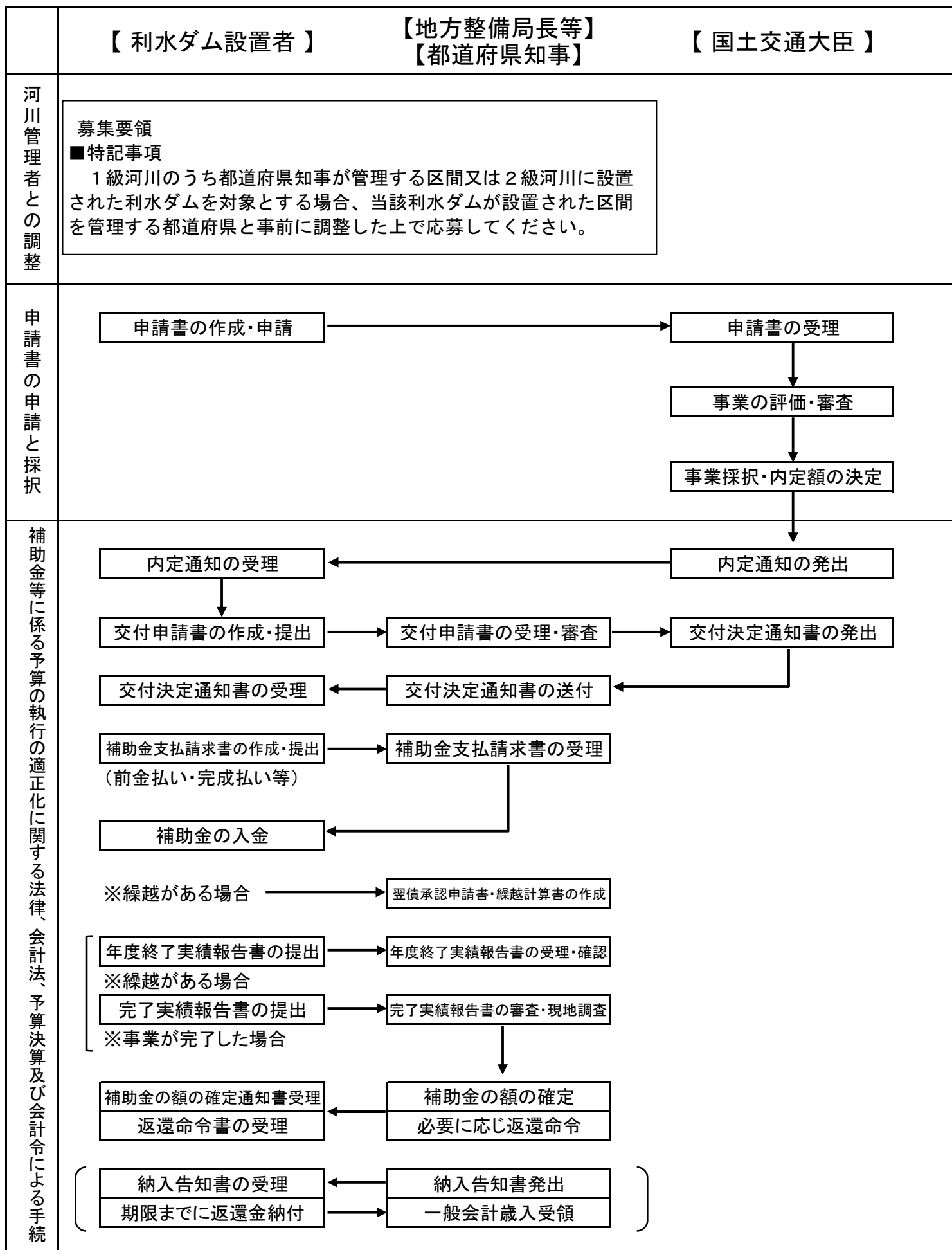
※締結状況を記載すること

※未締結の場合には、締結に向けた調整状況及び締結予定時期を記載すること

10. その他必要と認められる事項

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
<p>1 1. 補助金にかかわる予算の執行の適正化に関する法律第22条に適する各省庁の承認を受けたことを証する書面</p>					

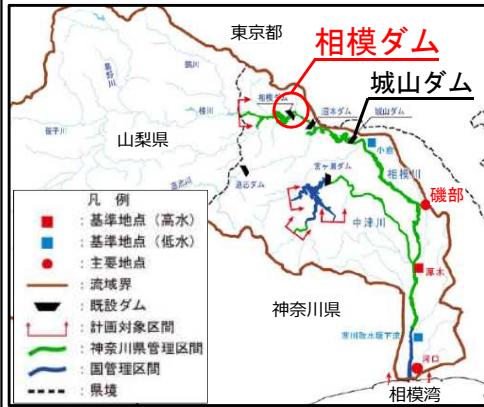
## 利水ダム治水機能施設整備費補助 実施フロー



・利水ダム治水機能施設補助交付要綱に関わる提出様式の提出先は、国管理区間に設置された利水ダムの場合は地方整備局等、都道府県管理区間に設置された利水ダムの場合は、都道府県となります。事業採択時に国土交通本省よりご案内します。

- 利水ダムの事前放流を推進するため、利水ダム管理者による事前放流強化に資する放流施設の整備等を支援する補助事業を実施。
- 相模川水系相模川に設置された相模ダム（神奈川県企業庁管理）において、既設放流設備の改造等を支援し事前放流の強化を図る。

事業内容



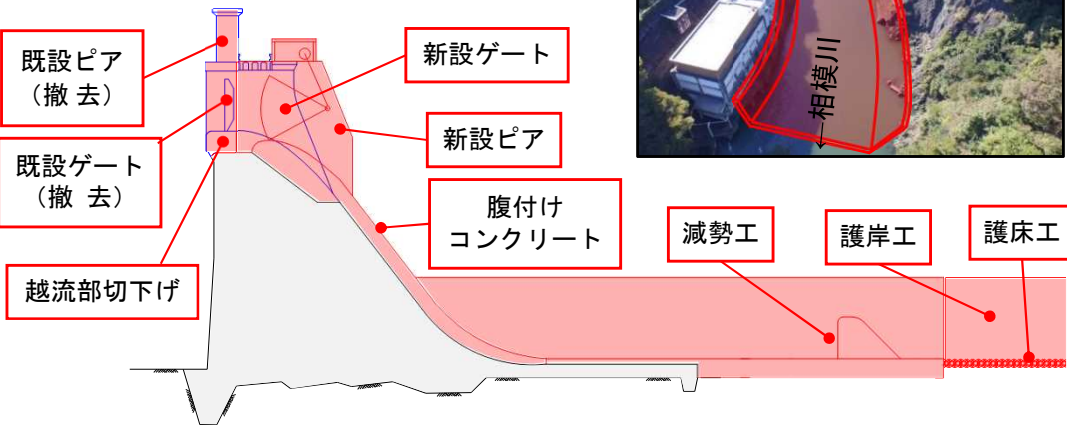
ダム名	相模ダム
河川名	(一級)相模川水系相模川
目的	水道用水、工業用水、発電
形式	重力式コンクリート
堤高	58.4m
竣工	1947年(昭和22年)
管理者	神奈川県企業庁

事業内容

老朽化した既存設備の改造のうち、事前放流の強化に係る放流設備の改造等



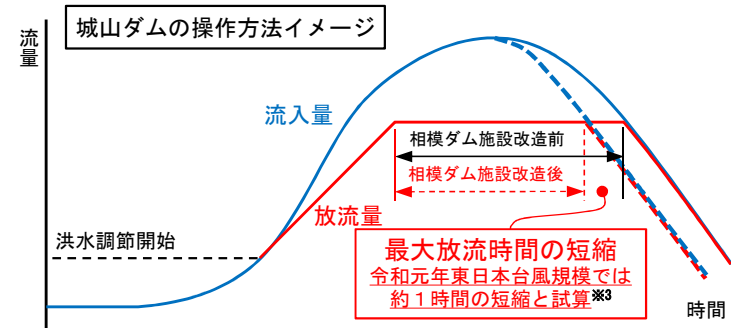
相模ダム



効果

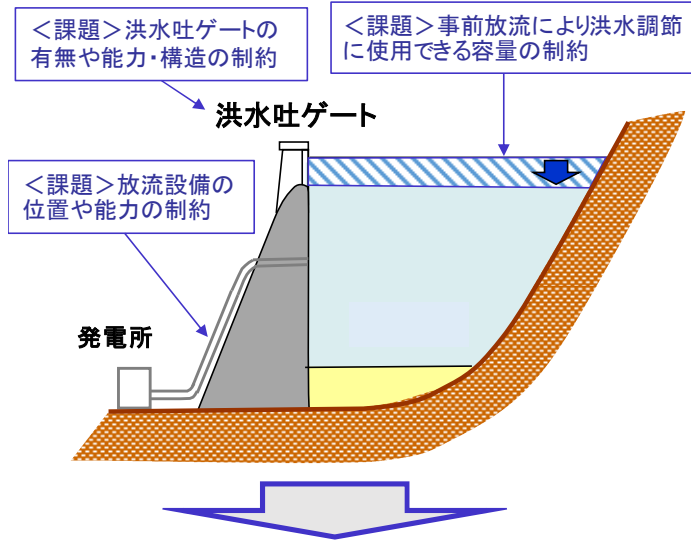
	施設改造前	施設改造後
放流設備		
放流能力(常時満水位)	3,240 m <sup>3</sup> /s	4,000 m <sup>3</sup> /s ※1 (+760 m <sup>3</sup> /s)
事前放流(72h)による洪水調節可能容量	2,799 万m <sup>3</sup>	3,103 万m <sup>3</sup> ※1 (+304 万m <sup>3</sup> )

相模ダムにおける事前放流の強化により新たに生み出される洪水調節可能容量を活用することで、下流に位置する城山ダムにおける**最大放流量の継続時間を短縮し下流リスクを低減**※2。

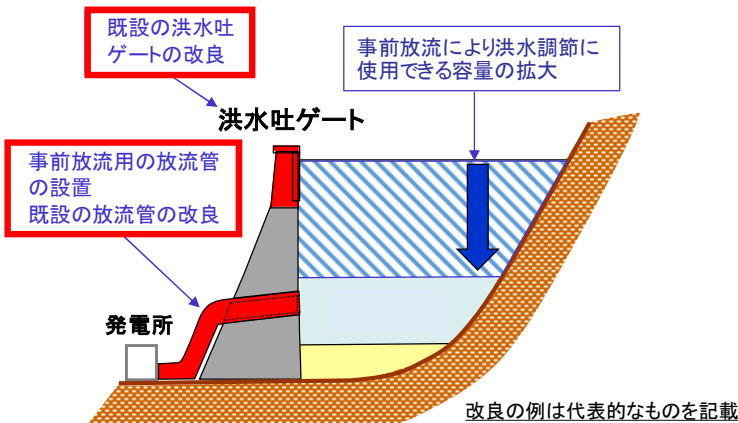


※1 現在執行中の実施設計により変更となる可能性あり。  
 ※2 城山ダムでは、令和元年東日本台風により異常洪水時防災操作へ移行したことを機に同規模の洪水に対して特例操作を行うことで緊急放流を回避するよう、ダム操作方法を見直し済み。  
 ※3 他の洪水及び今後予定している操作規程の改訂内容においては効果が異なる可能性あり。

国土交通省では、利水ダムが事前放流を行うにあたり、放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）が必要となる場合において、その費用の一部を補助します。



既存施設の改良等に要する費用の一部を補助



改良の例は代表的なものを記載

## 【対象事業】

一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

※ただし、一定の治水効果の見込みや、事業完了後のダムの操作が適切に実施される見込みであること等について、評価・審査を行います。

## 【補助対象事業者】

利水ダム設置者※（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

※利水ダム設置者とは、河川法第二十六条第一項の許可を受けてダムを築造した者で、河川法第三十三条の規定によりその地位を継承した者も含む。

## 【補助対象経費】

放流施設等の整備のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費のうち、国土交通省が認める費用とします。

## 【補助率】

補助対象経費の1/2以内とします。

ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

## 【事業採択手続き】

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し事業主体に対し書面により通知します。複数年にわたる事業は、各年度の計画を作成することで応募可能です。

※予算の範囲内での事業採択となります

## ■基準降雨量を超過したダムが発生した場合

① 予測メール受信後、福知山河川国道事務所と連絡をとり、対象ダムの事前放流の有無や実施状況を1時間以内に「報告様式4」に記入し、福知山河川国道事務所に送信してください。

② ①の報告後に予測メールが届いたうえでダムの対応が変わらない場合は、その都度の報告は不要とします。ダムの対応が変わる場合は、その都度、「報告様式4」を用いて事前放流の実施判断・状況等を福知山河川国道事務所に送信して下さい。ただし、国土交通本省からの依頼や記者発表・記者会見を行う社会的関心が高い出水では、上記日時以外の依頼を別途行う場合があります。

※休日・夜間においても同様の対応となります。

## ■事前放流を実施した場合

③「報告様式4」に反映し、福知山河川国道事務所に送信して下さい。

【報告様式4】事前放流実施ダム、基準降雨量を超過したダム

予測時間	出力結果	水系名		河川名		ダム名		地整名	事前放流の実施判断・状況等	備考		
		漢字	よみがな	漢字	よみがな	漢字	よみがな					
記載例①	○月○日○時	○△水系	○△ダム (管理者)	○△川	まるまるかわ	○△川	まるまるかわ	○○	まるまる	○○	1. 事前放流を実施 (貯水位低下)	○/○ ○/○開始 ~ ○/○ ○/○終了 予測降雨量が基準降雨量を超えていないが○○判断により実施。【統一河川情報で水位低下を確認】
記載例②	△月△日△時	△△水系	△△ダム (管理者)	△△川	さんかくがわ	△△川	さんかくがわ	△△	さんかく	△△	1. 事前放流を実施 (貯水位低下)	○/○ ○/○開始 ~ ○/○ ○/○終了予定 実施要領 (回復可能水位テーブル) により実施 (実施理由: ○○) 【ダム管理者に再確認】
記載例③	□月□日□時	□□水系	□□ダム (管理者)	□□川	しかくがわ	□□川	しかくがわ	□□	しかく	□□	2. 事前放流を実施 (貯水位維持)	○/○ ○/○開始 ~ ○/○ ○/○終了 既に容量が確保されていたが貯水位維持のための放流を実施した後、○○のため事前放流を中止した。
記載例④	◇月◇日◇時	◇◇水系	◇◇ダム (管理者)	◇◇川	ヒシかわ	◇◇川	ヒシかわ	◇◇	ヒシ	◇◇	3. 事前放流を実施予定	○時現在予備放流中であり、予備放流完了後の○/○頃に事前放流に移行予定。(多目的ダムの場合)
記載例⑤	○月○日○時	○△水系	○△ダム (管理者)	○△川	まるまるかわ	○△川	まるまるかわ	○○	まるまる	○○	3. 事前放流を実施予定	ダム管理者と調整中 ○/○ ○/○開始予定
記載例⑥	△月△日△時	△△水系	△△ダム (管理者)	△△川	さんかくがわ	△△川	さんかくがわ	△△	さんかく	△△	7-①: 既に確保すべき容量が確保されている場合で、満水になる可能性が無いため貯留する	既に確保すべき容量が確保されており、○○のために水位維持のための放流を実施せず貯留する。
記載例⑦	□月□日□時	□□水系	□□ダム (管理者)	□□川	しかくがわ	□□川	しかくがわ	□□	しかく	□□	8. 個別の実施基準に該当しない	実施要領の基準 (○○) を満足していないため、現時点の予測結果では事前放流を実施しない。
記載例⑧	◇月◇日◇時	◇◇水系	◇◇ダム (管理者)	◇◇川	ヒシかわ	◇◇川	ヒシかわ	◇◇	ヒシ	◇◇	11. その他 (下流河川で被害が生じているため未実施)	下流河川で被害が生じており未復旧のため事前放流を実施せず、○時から特別防災操作へ移行予定。

予測降雨量が基準降雨量を超過した場合または事前放流を実施した場合には以下を記載し報告。

- 予測時間
- 出力結果…水系名、ダム名、管理者、基準降雨量、予測降雨量を記載
- 水系名、河川名、ダム名…集計のため、別シートを参照のうえ正確に記載すること(水系名、河川名は○△川の“川”まで入力。ダム名は○△ダムの“ダム”は不要など)。
- 地整名
- 事前放流の実施判断・状況等…事前放流を実施中又は実施済みの場合は1又は2を選択し、未実施の場合は3～11から未実施理由ををを選択。
- 備考

※予測時間の違いにより、同一ダムで何度も基準降雨量を超過した場合は、その都度行を追加積み上げて記載しまとめて報告する。  
(同じダムが何度も出ることもあるが、その予測時間の都度のダムの状況を書き加えていき豪雨の名称単位でとりまとめる。)

【補足】

- 事前放流を実施 (貯水位低下)  
事前放流を実施中または実施済み。  
利水容量の貯水位を低下させて容量を確保した場合。
- 事前放流を実施 (貯水位維持)  
事前放流を実施中または実施済み。  
予測降雨量が基準降雨量を超過した段階で、貯水位低下量を算定した結果、必要な貯水位低下量が既に確保された状態にある場合において、当該貯水位を維持するための放流であり、利水容量内でその貯水位を維持した時間帯が確実に確認できた場合。  
なお、事前放流 (貯水位維持) として報告を行ったが、その後貯水位の低下が確認された場合は、事前放流 (貯水位低下) として修正報告を行うこと。
- 事前放流を実施予定  
事前放流に移行する前の放流操作中である場合や事前放流を実施するための準備をしている場合等。
- 事前放流を実施予定であったが、その後予測雨量が変化し事前放流が不要となった  
事前放流を実施予定であったが、その後予測雨量が当初の予測雨量から変化した場合。
- 事前放流を実施予定であったが、洪水量に達したので洪水対応に移行した  
事前放流を実施予定であったが、局地的な豪雨等により洪水量に達し洪水調節に移行したため事前放流を実施しない場合。
- 事前放流を実施予定であったが、流入量が洪水量等に至らず放流量が最大となった  
事前放流を実施予定であったが、流入量が操作規則・施設管理規程・操作規程に規定されている洪水量等に至らずに放流量が最大となった場合。
- 既に確保すべき容量が確保されている場合で、満水になる可能性が無いため貯留する。  
既に降雨量に見合う確保すべき容量が確保された状態であり、それ以上貯水位を低下させる必要がない状況において、満水になる可能性が無く、貯留する計画の場合。  
(既に確保すべき容量が確保されている場合で、2. 事前放流を実施 (貯水位維持) に該当しない場合。)  
7-①既に限度水位※以下まで貯水位を下げていたダム  
7-②洪水調節容量と利水容量で予測降雨量に対する確保容量を確保していたダム  
7-③洪水調節容量内で予測降雨量に対する確保容量を確保していたダム  
※治水協定に定める限度水位と事前放流実施要領に定める水位下限値が異なる場合は、事前放流実施要領に定める水位下限値

【R4.10.13追記】農地防災ダムで基準降雨量を超えた場合は理由：7-①、7-②で報告する (目的がF (治水容量) のみの農地防災ダムについては、理由7-①で報告)

- 個別の実施基準に該当しない  
事前放流実施要領により事前放流を判断するダムで実施要領の個別の実施基準に該当しない場合。
- 時期ごと貯水池運用により対応  
協定に基づく時期ごとの貯水池運用ダムであるため、事前放流を実施しない場合。
- 洪水調節可能容量がゼロであるため事前放流を実施しない  
予測降雨量が基準降雨量を超過したが、洪水調節可能容量がゼロであるため事前放流を実施しない場合。
- その他 (具体的に記入すること)

0	1. 事前放流を実施 (貯水位低下)
0	2. 事前放流を実施 (貯水位維持)
0	3. 事前放流を実施予定
0	4. 事前放流を実施予定であったが、その後予測雨量が変化し事前放流が不要となった
0	5. 事前放流を実施予定であったが、洪水量に達したので洪水対応に移行した
0	6. 事前放流を実施予定であったが、流入量が洪水量等に至らず放流量が最大となった
0	7-①: 既に確保すべき容量が確保されている場合で、満水になる可能性が無いため貯留する (既に限度水位以下まで貯水位を下げていたダム)
0	7-②: 既に確保すべき容量が確保されている場合で、満水になる可能性が無いため貯留する (洪水調節容量と利水容量内で予測降雨量に対する確保容量を確保していたダム)
0	7-③: 既に確保すべき容量が確保されている場合で、満水になる可能性が無いため貯留する (洪水調節容量内で予測降雨量に対する確保容量を確保していたダム)
0	8. 個別の実施基準に該当しない
0	9. 時期ごと貯水池運用により対応
0	10. 洪水調節可能容量がゼロであるため事前放流を実施しない
0	11. その他 (具体的に記入すること)

## ■事前放流等実施の報告(出水後)

### 【①②共通事項】

- ・報告対象、確保した容量の考え方は別添資料「事前放流、既に事前放流の容量を確保していたダムにおける確保容量のカウントについて」(以下、「確保容量のカウントについて」という)を参照ください。
  - ・報告は、国交省所管ダムは洪水後3日以内(1週間以内にデータ精査)、利水ダムは洪水後1週間以内(2週間以内でデータ精査)にお願いします。
- 当該出水の状況により報告期限については別途依頼する場合があります。

### 【①事前放流の実施報告】

- ・事前放流を実施したダムの確保容量、貯水量、回復状況等をまとめた実施状況を、エクセル様式(事前放流の実施報告(出水後))において報告願います。
- ・なお、令和5年度より公表値は「確保容量のカウントについて」のA+B 部分とすることとしています。
- ・確保容量は事前放流(貯水位維持)の場合A 部分はゼロとなりますが、B 部分を算出し確保総量として整理するものとします。

### 【②既に事前放流の容量を確保していたダムの報告(以下、「既に確保していたダム」という)】

- ・既に確保していたダムについて、事前放流の外数として出水に備えたダムとの観点から、とりまとめることとしたのでエクセル様式(既に事前放流の容量を確保していたダムの報告(出水後))において報告願います。
- ・既に確保していたダムにおける容量のカウントについては「容量のカウントについて」のC 部分とします。
- ・基準降雨量を超過した農地防災ダムについては、既に確保していたダムとしてカウントするものとします。





**【前提】**  
 利水容量内において事前  
 に確保した容量を算出  
 (農地防災ダムは一部例外※4)

①事前放流による確保容量

②既に事前放流の容量を確保していた  
 ダムの確保容量

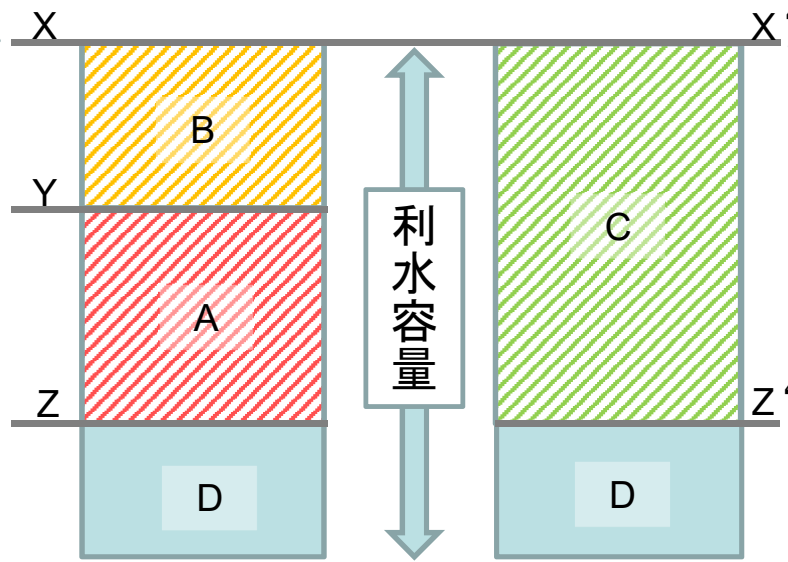
カウント対象  
 :事前放流実施 (報告理由1、2)

カウント対象  
 :既に確保すべき容量が確保されている場合  
 (報告理由7-①、7-②、7-③※3)

多目的ダム:常満、制限、  
 予備で最も  
 低い高さ※1  
 利水ダム:常時満水位※2

事前放流開始時の水位

事前放流終了時の水位



多目的ダム:常満、制限、  
 予備で最も  
 低い高さ※1  
 利水ダム:常時満水位※2

すでに下げていた水位

※1: 治水容量を含まない水位。  
 ※2: 予備放流を行う利水ダムは、B容量カウ  
 ントに用いるX水位が常時満水位となる。  
 ※3: 報告理由7-③(洪水調節容量内で予測  
 降雨量に対する確保容量を確保してい  
 たダム)のダムは、実施数としてカウント  
 し確保容量としては治水容量内なので  
 「0」と整理する。  
 ※4: 農地防災ダムは治水容量としての容量  
 であるが、既に確保していた容量として  
 数、量ともカウントする。

令和4年度からの 集計の考え方	A+B	C
令和3年度までの 集計の考え方	A	集計せず

7. 既に確保すべき容量が確保されている場合で、満水になる可能性が無いため貯留する。  
 既に降雨量に見合う確保すべき容量が確保された状態であり、それ以上貯水位を低下させる必要がない状況において、満水になる可能性が無く、貯留する計画の場合。(既に確保すべき容量が確保されている場合で、2. 事前放流を実施(貯水位維持)に該当しない場合。)
- ①既に限度水位※以下まで貯水位を下げていたダム
  - ②洪水調節容量と利水容量内で予測降雨量に対する確保容量を確保していたダム
  - ③洪水調節容量内で予測降雨量に対する確保容量を確保していたダム
- ※治水協定に定める限度水位と事前放流実施要領に定める水位下限値が異なる場合は、事前放流実施要領に定める水位下限値

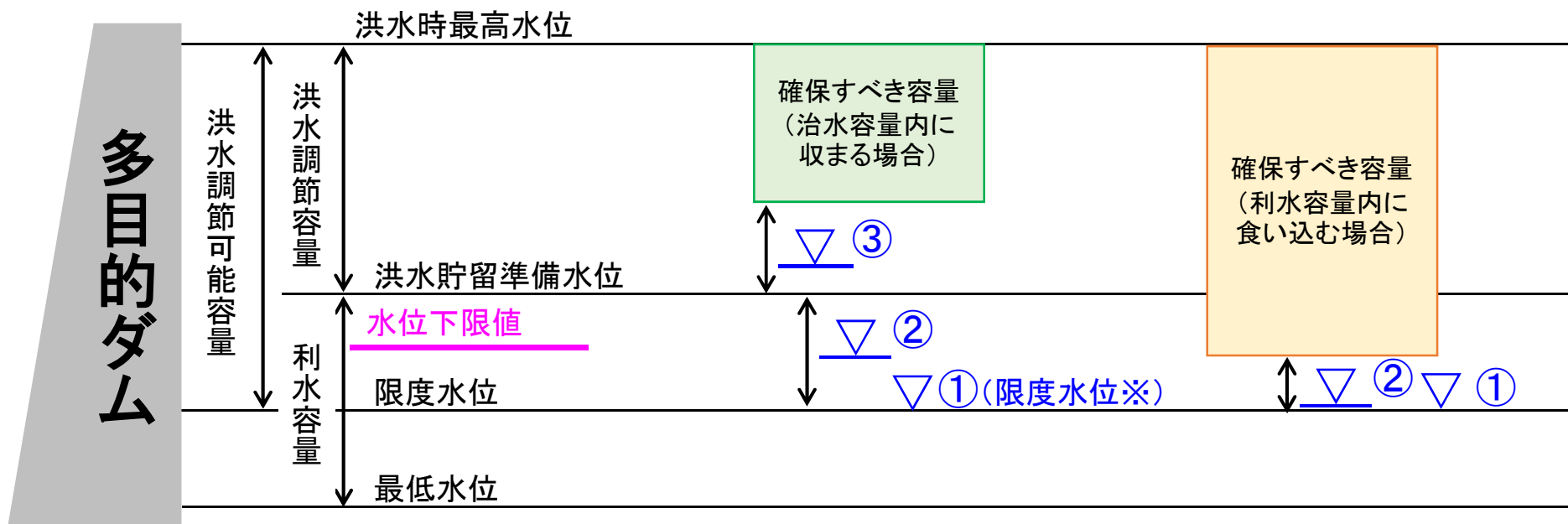


図-1. 多目的ダムにおける理由7の貯水位の考え方

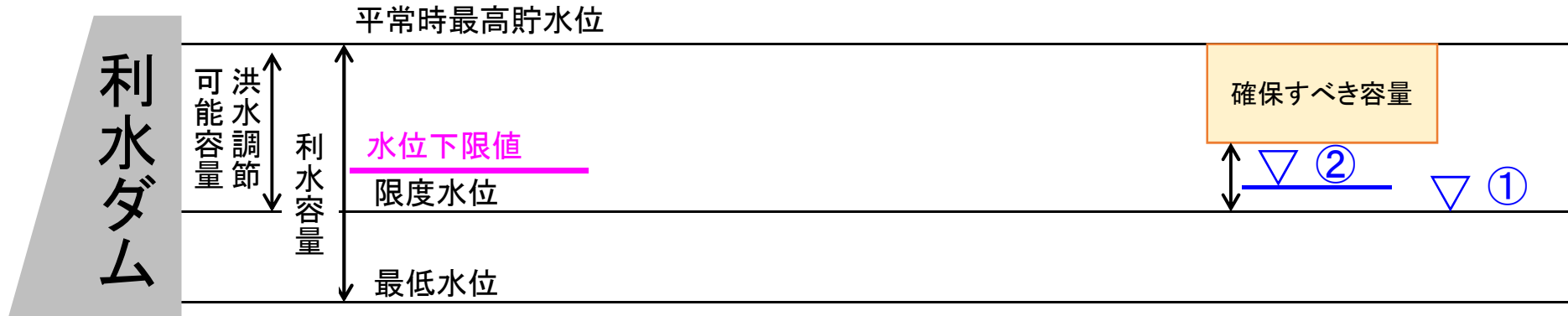


図-2. 利水ダムにおける理由7の貯水位の考え方